

府自発第3898号
令和7年2月7日

府中町人権施策推進審議会
会長 上之園 公子 様

府中町長 寺尾 光司

府中町犯罪被害者等支援条例の制定について（諮問）

府中町犯罪被害者等支援条例を制定することについて貴審議会の意見を求める。

〔 諮問理由 〕

府中町では、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族又は犯罪行為により傷害を受けた者に対し、犯罪被害者等見舞金を支給することにより、その生活の安定及び精神的被害の軽減に資することを目的に、「府中町犯罪被害者等見舞金支給要綱」を令和2年4月1日に施行し、犯罪被害者等に対し、見舞金の支給等の支援を行ってまいりました。

今後さらに、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて必要な支援が適切に行われ、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、途切れることなく支援が行われることが必要です。

町では、犯罪被害者等への犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、町、町民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等に必要な施策を総合的に推進し、その権利利益の保護を図り、もって町民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とした条例を制定することとしました。

ついては、この条例制定について、貴審議会のご意見を求めます。